

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当り、  
翌日発行)

### 目次

- ◇ 告 示  
国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの  
国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理  
国民健康保険法等として登録があつたものとみなされるもの  
土地改良事業計画の適否の決定(八件)  
土地改良事業の認可  
開発行為に関する工事の完了(二件)
- ◇ 教委訓令  
鳥取県教育委員会事務局職員勤務評定規程の一部を改正する訓令
- ◇ 人委規則  
職員の仕事の等級の分類に関する規則の一部を改正する規則
- ◇ 公 告  
危険物取扱者保安講習の実施

## 告 示

### 鳥取県告示第八百二十五号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年九月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
岸 岡 薬 局	米子市両三柳二、五一四	昭和五十四年九月一日

### 鳥取県告示第八百二十六号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師

の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年九月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
岸岡薬局	米子市両三柳二、五一四	全国	昭和五十四年九月一日

鳥取県告示第八百二十七号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年九月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
中川 純子	鳥国医第二、三八六号	昭和五十四年八月二十日
加藤 一雄	鳥国医第二、三八七号	昭和五十四年八月二十二日
角 忠明	鳥国医第二、三八八号	昭和五十四年八月二十四日
馬 淵 薫	鳥国歯第三八三号	昭和五十四年八月二十八日
辻 和 秀	鳥国歯第三八四号	昭和五十四年九月一日
朝 倉 淳子	鳥国歯第三八五号	昭和五十四年九月四日
尾 崎 恵美	鳥国薬第四一二号	昭和五十四年八月二十七日
岡 本 輝子	鳥国薬第四一三号	"
小 田 康 広	鳥国医第二、三九二号	昭和五十四年九月七日
足 立 望太郎	鳥国医第二、三九三号	"
川 本 浩 雄	鳥国医第二、三九四号	"
岡 村 縁	鳥国医第二、三九五号	"

鳥取県告示第八百二十八号

昭和五十四年七月十日付けで若桜町から申請のあつた土地改良（赤松地

区ほ場整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年九月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年九月二十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

若桜町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百三十九号

昭和五十四年八月一日付けで西伯町から申請のあった土地改良(馬場地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年九月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年九月二十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

西伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百三十号

昭和五十四年八月一日付けで西伯町から申請のあった土地改良(鴨部地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年九月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年九月二十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

西伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百三十一号

昭和五十四年八月三日付けで淀江町から申請のあつた土地改良(西尾原地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年九月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年九月二十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

淀江町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百三十二号

昭和五十四年八月七日付けで淀江町から申請のあつた土地改良(西原地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年九月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年九月二十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

淀江町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第八百三十三号

昭和五十四年八月七日付けで淀江町から申請のあつた土地改良(西原地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年九月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

## 二 縦覧に供する期間

昭和五十四年九月二十九日から二十日間

## 三 縦覧に供する場所

淀江町役場

## 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第八百三十四号

昭和五十四年八月二十日付けで江府町から申請のあつた土地改良(江尾地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項にお

いて準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年九月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

## 二 縦覧に供する期間

昭和五十四年九月二十九日から二十日間

## 三 縦覧に供する場所

江府町役場

## 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第八百三十五号

昭和五十四年八月二十四日付けで岩美町から申請のあつた土地改良(白地地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年九月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年九月二十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百三十六号

大栄町から申請のあつた町営土地改良（島地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年九月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年九月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百三十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定に

より告示する。

昭和五十四年九月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十三年二月二十日 鳥取県指令受都計第五百二十六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

岩美郡岩美町大字牧谷字砂浜地内

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市松並町二丁目一三五番地

東部不動産株式会社

代表取締役 金田文夫

鳥取県告示第八百三十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年九月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十四年三月二十七日 鳥取県指令受都計第七十九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

倉吉市大原字千町

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

倉吉市葵町七二一

倉吉市

倉吉市長 小谷善高

### 教育委員会訓令

#### 鳥取県教育委員会訓令第一号

鳥取県教育委員会事務局職員勤務評定規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和五十四年九月二十八日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

鳥取県教育委員会事務局職員勤務評定規程の一部を改正する訓令

鳥取県教育委員会事務局職員勤務評定規程(昭和三十三年六月鳥取県教育委員会訓令第二号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項の表中「社会教育主事」を「社会教育主事、管理主事、文化財主事」に改める。

別表第二の2及び別表第二の3中「~~学学学学学学~~」を「~~学学学学学学~~、~~学学学学学学~~」に改める。

附 則

この訓令は、昭和五十四年十月一日から施行する。

### 人事委員会規則

職員の職務の等級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十四年九月二十八日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

#### 鳥取県人事委員会規則第十七号

職員の職務の等級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職員の職務の等級の分類に関する規則(昭和五十二年一月鳥取県人事委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一の知事の事務局の本庁の項三等級の欄及び四等級の欄中  
「林業専門技術員」を「林業専門技術員」に改め、同表の知  
「水産業専門技術員」に改め、同表の知

地区主任林業改良指簿

主任林業改良員

地区主任林業改良指簿員  
水産業専門技術員

附 則

この規則は、昭和五十四年十月一日から施行する。

公 告

消防法（昭和28年法律第186号）第13条の5の規定により、危険物取扱者保安講習を次のとおり実施する。

昭和54年9月28日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 講習の日時及び場所

- (1) 昭和54年11月9日 午前10時から 鳥取県西部総合事務所講堂
- (2) 昭和54年11月13日 午前10時から 鳥取県中部総合事務所大会議室

- (3) 昭和54年11月16日 午前10時から 鳥取県庁講堂

2 受講手続

- (1) 受講申請書の受付期間  
昭和54年10月5日から同月20日まで（郵送による場合は、10月20日までの消印のあるものに限る。）
- (2) 提出書類

危険物取扱者保安講習受講申請書

3 受講手数料及びその納付方法

- (1) 受講手数料 1,600円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申請書の手数料欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

4 受講申請書の提出先

鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県総務部消防防災課

5 その他

受講当日は、危険物取扱者免状を持参すること。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一冊一箇月千円（送料を含む。）】